

ベトナムへのオフショアローンに関する 規制・最新動向について

2023年3月

株式会社 三井住友銀行
グローバル・アドバイザー部

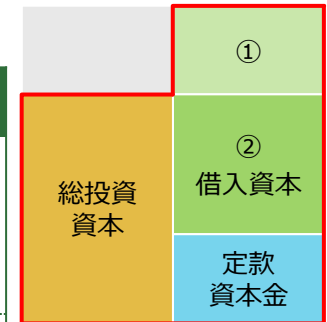


SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION

ベトナム現地法人の資金調達（オフショアローン）

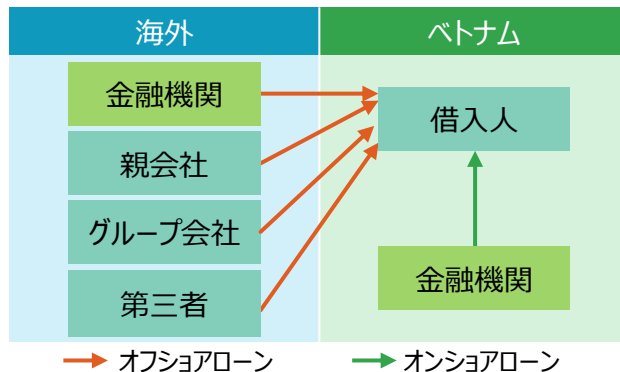
概要

通貨	期間	中央銀行への登録	中央銀行への報告（注1）	金額	金利条件	資金用途
外貨	短期（1年以内）	不要	必要	借入資本金額の制約はない（右図①に相当）	現地規制に制約を受けない	現地規制に準ずる（※）以下ご参照
	中・長期（1年超）	必要		借入資本金額を上限とする（右図②に相当）		
ベトナムドン	現地規制により、ベトナムドン建のオフショアローンは認められないと一般的に解される					



（注1）中央銀行への報告：借入期間を問わず、毎月ベトナム中央銀行への報告が必要（オンラインで報告実施）

オフショアローンの定義・資金用途



- 現地規制は、オフショアローンをクロスボーダーのローンであるとする以外、特段に記していないため、貸付人と借入人との関係は問いません。このため、金融機関によるローン、親子ローン、グループファイナンス、資本関係のない第三者からのクロスボーダー借入がオフショアローンと定義できます。

（オフショアローンは、中央銀行からライセンスを得た金融機関のみが許されており、一般事業会社による同行為は）
一般に認められません。

- 現地規制上定められた資金用途は以下の通りです。

- 借入人自身の投資、事業目的の資金（注2）
- 既存オフショアローンのリファイナンス資金（注3）
- 借入人が直接出資する企業の投資・事業目的の資金（中長期のみ可）

（注2）中長期借入の資金用途に該当する短期オフショアローンおよび、住宅開発を目的としたオフショアローンは行えません

（注3）借換え後の借入コスト（適用利率等、当該オフショアローンに関し借主から貸主・保証人等に支払うすべてのコスト）が上昇するかたちでのリファイナンスは認められません。また、オフショアローンをういたオンショアローンのリファイナンスは、一般的に認められないと解されています

オフショアローンにかかる源泉税

源泉税	支払利子に対して源泉税が5%課税されます。源泉税は借入人が源泉徴収してベトナム当局に納付します。日本からベトナムあてオフショアローンの場合、日本とベトナムとの二国間租税条約により一定の要件を満たせば日本側の貸付人が源泉税分の税額控除を受けることが可能です。
-----	--

その他 <海外からの貸付と看做される後払送金（Deferred payment foreign loans）>

- 規制上、後払条件での輸入取引で、支払まで一定の期間を超える契約については、海外からの貸付（Deferred payment foreign loans）と看做されます。

■ 昨今の重要な変更、規制改正の最新動向

■ 1, ベトナム中央銀行通達2022年第12号の施行

- 2022年11月、ベトナム中央銀行通達2022年第12号が施行（2016年第3号通達の改正通達）。
- 内容は、オフショアローンの外国為替管理および返済に関するもので、実務上重要な改正が盛り込まれている。
- 特に重要な変更点としては以下の通り。
 - オフショアローンに関する定期報告のタイミング（四半期毎から、毎月報告へ変更）
 - 報告の方法（書面もしくはオンラインでの報告だったものが、オンライン報告に限定）

■ 2, 新たなベトナム中央銀行通達改正案の発表

- 2022年5月、ベトナム中央銀行はオフショアローンの条件について定めている通達2014年第12号の改正案を公表。
2023年1月には同改正案の第二案が公表された。
- 2023年3月3日現在、同改正案については成立未済であるものの、改正内容について重要な変更が多数盛り込まれており、今後の動向には注意が必要。
- 特に重要な変更点としては以下の通り。
 - オフショアローンに対する為替ヘッジの義務化（借手が一定の条件において、為替ヘッジ導入が必要、等）
 - オフショアローンの資金利用計画の作成義務化
 - ドン建てオフショアローンが可能となる条件の一部変更
 - 短期オフショアローンの資金使途制限の導入（直近の財務諸表で認識された短期債務支払のみ利用可、等）
- なお、移行規定として、本改正前に締結されたオフショアローン契約については、契約時の法規制・契約に従って引き続き履行可能である旨、記載されている。

重要事項、およびお問合せ先

- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したのではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さまおよびお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

本資料についてのお問合せ先

株式会社三井住友銀行
グローバル・アドバイザリー部
アジア・大洋州グループ
渡邊
